

川崎市後期高齢者医療保険料口座振替収納事務取扱要綱

平成20年2月1日

19川健福第747号

健康福祉局長専決

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号。以下「法」という。）第104条に規定する後期高齢者医療保険料（以下「保険料」という。）を口座振替の方法により収納する場合の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 取扱金融機関 川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号。以下「規則」という。）第21条から第23条に規定する指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関をいう。

(2) 取りまとめ店 規則第25条に規定する取りまとめ店をいう。

(納入義務者)

第3条 納入義務者は、法第108条の規定により保険料を普通徴収の方法により納付する者とする。

(指定預金口座)

第4条 保険料を口座振替の方法により収納する場合の口座は、納入義務者が取扱金融機関に設けた普通預金口座又は当座預金口座のうち納入義務者の指定した一口座（以下「指定預金口座」という。）とする。

(口座振替の申込手続)

第5条 取扱金融機関は、納入義務者から口座振替の方法による保険料の納付の依頼

を受けたときは、所定欄に必要事項を記載した口座振替納付（自動払込利用申込書兼廃止届）依頼書（第1号様式）、口座振替納付（自動払込受付通知書兼廃止届）依頼書（第2号様式。以下「納付依頼書」という。）及び口座振替納付（自動払込利用申込書兼廃止届）依頼書（第3号様式。以下「依頼者控」という。）を提出させ、記載事項を確認した上で、所定欄に取扱金融機関の受付日付印を押印した後、納入義務者に依頼者控を返付しなければならない。

2 取扱金融機関は、納付依頼書を速やかに取りまとめ店を経由して、川崎市に送達しなければならない。

3 川崎市は、納入義務者からペイジー口座振替受付サービスを利用した、口座振替等の方法による保険料の納付又は振替方法の変更の依頼を受けた時は、所定欄に必要事項が記載された口座振替納付依頼書（川崎市控）（第10号様式。以下「ペイジー納付依頼書」という。）及び口座振替納付依頼書（本人控）（第11号様式。以下「本人控」という。）を提出させ、指定預金口座のキャッシュカードを専用端末に読み込ませ、当該キャッシュカードの暗証番号を入力させる。その内容に不備がないことを確認し、受付印を押印のうえ、口座振替契約確認書の控を付して本人控を納付義務者に返付するものとする。

4 川崎市は、納入義務者からWeb口座振替受付サービスを利用した、口座振替等の方法による保険料の納付又は振替方法の変更の依頼を受けた時は、Web口座振替受付サイトから口座振替申込手続きを完了させるものとする。

（振替日）

第6条 取扱金融機関は、川崎市の請求に基づき、毎月27日に指定預金口座から振り替えるものとする。ただし、振替日が取扱金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を振替日とする。

（口座振替の開始日）

第7条 川崎市は、取扱金融機関において、毎月20日までに受け付けたもの及び川

崎市において、ペイジー納付依頼書により毎月末までに受け付けたものについて、前条に定めるところにより、翌月から口座振替の取扱いを開始するものとする。

(口座振替関係書類の交付)

第8条 川崎市は、後期高齢者医療担当課等（以下「主管課等」という。）において、納付依頼書及びペイジー納付依頼書に基づき口座振替の内容を記録した口座振替依頼データ（以下「依頼データ」という。）を振替日の10営業日前から5営業日前までに、口座振替データ伝送サービス（以下「伝送サービス」という。）を利用し取扱金融機関に送信する。なお、納付書、口座振替依頼書（第4号様式）及び口座振替結果報告書（第5号様式。以下「報告書」という。）は振替日の5営業日前までに、取りまとめ店に交付するものとする。

2 依頼データによる口座振替の処理ができない取扱金融機関（以下「依頼データによらない取扱金融機関」という。）については、依頼データに代えて口座振替依頼明細書（第6号様式。以下「明細書」という。）及び口座振替結果報告明細書（第7号様式。以下「報告明細書」という。）を交付するものとする。

3 川崎市が納入義務者の口座振替を停止する場合は、口座振替停止依頼書（第8号様式。以下「停止依頼書」という。）を作成し、振替日の5営業日前までに取りまとめ店又は取りまとめ店が指定する専用センター等に通知するものとする。

(振替手続)

第9条 取扱金融機関は、第6条に規定する振替日に、指定預金口座から依頼データに記録又は明細書に記載された金額を振り替えて収納し、取りまとめ店に設けた川崎市名義の普通預金口座又は振替口座に納付書をもって受け入れなければならない。

2 取りまとめ店は、前条第3項に規定する停止依頼書が交付されたときは、停止依頼書により指定された月の振替を停止するものとする。

(振替後の処理)

第10条 取扱金融機関は、口座振替の手続を完了したときは、その結果を記載又は記録した報告書及び口座振替結果データ（以下「結果データ」という。）を伝送サービスの利用又は取りまとめ店を経由して、振替日の翌4営業日までに主管課等において川崎市に引き渡すものとする。

この場合において、依頼データによらない取扱金融機関については、結果データに代えて振替結果を記載した報告明細書を主管課等において川崎市に引き渡すものとする。

2 取扱金融機関は、資金不足その他の事由により保険料が振替不能となったときは、結果データに別表に定める振替不能区分に従い、その表示を記録するものとする。この場合において、依頼データによらない取扱金融機関については、明細書及び報告明細書の備考欄に当該表示を記載するものとする。

3 川崎市は、保険料が振替不能となったときは、当該納入義務者に対して納付書又は督促状兼納付書を送付するものとする。

（口座振替の取消手続）

第11条 取扱金融機関は、納入義務者から、第5条第1項に規定する様式により口座振替の方法による納付の取消の申出を受けたときは、記載内容を確認した上で、所定欄に取扱金融機関の受付日付印を押印した後、納入義務者に依頼者控を返付しなければならない。

2 第5条第2項の規定は、前項の申出を受けた場合において準用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

（第8条第3項の規定の読替え）

2 ゆうちょ銀行においては、第8条第3項中「第8号様式」とあるのを「第8号の2様式」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年1月6日から施行する。

別表（第10条関係）

振替不能区分

内 容	表 示
資金不足	①
取引なし	②
預金者の都合による振替停止	③

預金口座振替依頼書なし	④
委託者の都合による振替停止	⑧
その他	⑨